

ソミュールテニスアカデミー桶川 会員規約

第1条【運営管理】

本スクールの施設は、管理運営をソミュールテニスアカデミー桶川が桶川グリーンテニスクラブより受託し行います。

第2条【入会資格】

本スクールの会員に入会できる方は、本規約を承認した方とします。また、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールの必要とした書類を提出し、当スクールが入会を認めた方とします。尚、刺青者及び本スクールが不適当と認めた方は入会できません。

第3条【入会手続】

本スクールに入会を希望する方は、所定の入会手続きを行い、本スクールの承認を得た上、本スクールの定める入会諸費用をお支払いいただきます。尚、入会者本人が18歳未満の場合は、本人と保護者の連署にて申込手続きをとらなければなりません。この場合、保護者は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担しなければなりません。

第4条【入会金及び登録事務手数料】

入会時、本スクールの定める入会金及び登録事務手数料を所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。尚、入会金及び登録事務手数料の有効期限は退会月までとし、一旦納入した入会金及び登録事務手数料は理由の如何を問わず返金致しません。

第5条【会費等の支払い】

会員は本スクールの定める会費等を所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は、本スクールが定めるものとします。但し、一旦納入した会費等は理由の如何に問わず返金致しません。

第6条【退会手続】

退会を希望される方は本スクールの定める所定期日までに本スクールの定める退会届を提出することによりその月末で退会することができます。尚、所定の期日を過ぎた場合は翌月末扱いになります。尚、退会届が提出されない限り会費等はご請求させていただきます。

第7条【休会手続】

休会を希望される方は本スクールの定める所定期日までに本スクールの定める休会届を提出することによりその翌月を休会することができます。尚、所定の期日を過ぎた場合はさらに翌月の扱いになります。尚、休会届が提出されない限り会費等はご請求させていただきます。

第8条【会員の事故】

会員は自己の責任と負担において、本スクールの施設を利用するものとします。また、本スクールは会員が本スクール施設利用中に生じた盗難、傷害等の事故について一切責任を負いません。

第9条【資格の停止及び除名】

会員に次の各号一つに該当する事由がある時、本スクールは、その資格を停止もしくは除名することができるものとします。但し、除名以前の会費等は利用回数の如何にかかわらず本スクールに支払うものとします。

1. 本スクールの定める諸費用につき、3ヶ月以上滞納し請求があっても完済しないとき。
2. 本スクールの名誉を傷つけ、また秩序を乱す行為があったとき。
3. 本規約及び本スクールの定めた規則に違反したとき。
4. その他本スクールが資格の停止もしくは除名を妥当と認めたとき。

第10条【変更事項】

会員は住所または連絡先等の入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに届け出るものとします。

第11条【諸費用の改定】

本スクールは、本規約に基づいて会員が負担するべき諸費用を社会情勢の変動に応じ改定することができます。

第12条【運営上の制限】

本スクールの運営上、会員制度の継続が不可能と考えられる場合、一時的に制度を廃止することができます。

第13条【施設の廃止・利用制限】

本スクールは次の事由により、本スクールの一部または全部を閉鎖もしくは利用の制限をすることができます。但しこの場合、会員に対する補償は致しません。

1. 気象、災害、事故による時
2. 施設の改修または補修の時
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
4. 各種大会及び特別行事を開催するとき。

第14条【細則】

本規約に定めない事項及び事務上必要な規約は本スクールが定めるものとします。

第15条【改定】

本規約の改正及び変更は本スクールの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第16条【附則】

本規約は2012年2月より施行致します。2012年10月一部改訂